

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定

(食と暮らしの安全推進課)

一

○生活保護法による医療機関の指定

(社会福祉課)

一

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

(同)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○土地区画整理事業の換地計画の縦覧

(都市計画課)

二

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(六件)

(契約課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達の入札の公告

(警察本部会計課)

三

## 宮城県海区漁業調整委員会

○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催

五

## 雑 報

○宮城県市町村職員共済組合平成二十五年度決算の要旨の公表

六

○仙台市職員共済組合平成二十五年度決算の要旨の公表

八

## 告 示

○宮城県告示第五百六十七号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

二 講習会の日程及び会場

1 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十六年十月二十七日(月)、同年十一月十日(月)及び同月十七日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十六年十月二十七日(月)、同年十一月十日(月)及び同月十七日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城

三 受講料

一人につき一万八千円

○宮城県告示第五百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くりはら訪問クリニック	栗原市若柳字川北中町三十二一五	平成二十六年五月一日
ほごこえ整形外科	黒川郡大和町吉田字高田三十三	平成二十六年五月一日
たいわ調剤薬局	黒川郡大和町吉田字高田三十四	平成二十六年五月一日

○宮城県告示第五百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
細越整形外科医院	黒川郡大和町吉岡字館下四六一一	平成二十六年四月三十日

○宮城県告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎三八・三九の一・三九の二・四〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

公共住宅及び道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十八条第二項の規定により、仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の換地計画を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧期間

平成二十六年六月二十六日から同年七月九日まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

三 縦覧場所

多賀城市鶴ヶ谷一丁目四番一号 宮城県多賀城分庁舎  
宮城県仙台港背後地土地区画整理事務所

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 鹿折川河川外災害復旧工事（その三）（平成二十六年年度県債三一

一 地震災六〇〇二一A〇三号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年六月二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三井住友建設株式会社 東北支店 仙台市青葉区花

京院二丁目一番十四号

五 落札金額 六十六億五千七百八十万円（消費税及び地方消費税を除く）

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年三月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 新井田川外河川災害復旧工事（平成二十六年年度県債三一 地震災

六一〇八一A〇一号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年六月二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三井住友・みらい・阿部藤建設工事共同企業体 代

- 表者 三井住友建設株式会社 東北支店 仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号
- 五 落札金額 三十七億二千四百二十万円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年三月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十六年六月二十四日

- 一 落札に係る建設工事の名称 八幡川外河川災害復旧工事（平成二十六年度県債三二一地震災六一〇九一A〇一号） 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年六月五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 飛鳥建設・本間組・日進運輸建設特定建設工事共同企業体 代表者 飛鳥建設株式会社 東北支店 仙台市青葉区柏木一丁目一番五十三号
- 五 落札金額 三十二億六千八百万円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年三月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十六年六月二十四日

- 一 落札に係る建設工事の名称 折立川河川外災害復旧工事（平成二十六年年度県債三二一地震災六一〇九一A〇一号） 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年六月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 フジタ・福田組・佐千代組建設工事共同企業体 代表者 株式会社フジタ 東北支店 仙台市青葉区国分町二丁目十四番十八号
- 五 落札金額 四十二億五千八百万円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年三月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十六年六月二十四日

- 一 落札に係る建設工事の名称 最知地区海岸外災害復旧工事（平成二十六年度県債三二一地震災六二二一A〇一号） 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年六月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 五洋・みらい・小野良特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設株式会社 東北支店 仙台市青葉区二日町十六番二十号
- 五 落札金額 四十五億九千万円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年三月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十六年六月二十四日

- 一 落札に係る建設工事の名称 中島地区海岸災害復旧工事（平成二十六年度県債三二一地震災六二五二一〇〇一号） 宮城県知事 村 井 嘉 浩
  - 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
  - 三 落札者を決定した日 平成二十六年六月六日
  - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 五洋・みらい・徳倉特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設株式会社 東北支店 仙台市青葉区二日町十六番二十号
  - 五 落札金額 三十二億四千万円（消費税及び地方消費税を除く）
  - 六 契約の相手を選定した手続き 一般競争入札
  - 七 入札の公告を行った日 平成二十六年四月一日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 インターネット用端末装置賃貸借 三二九式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十六年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十六年七月十六日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限  
平成二十六年七月一日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査



入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年七月十六日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十六年八月一日(金)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年八月四日(月) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 1, 2014, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of Internet terminal device-329 units

3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 4, 2014, 10 : 00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会公示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。

平成二十六年六月二十四日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成二十六年七月十五日 午後一時三十分から 午後二時三十分まで	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎 六階六一一会議室	宮城県漁業協同組合 利害関係者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第十一条第四項の規定による区画漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について

雑 報

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十五年度決算の要旨を公告する。

平成二十六年六月二十四日

宮城県市町村職員共済組合

理事長職務執行者 鈴 木 勝 雄

## 宮城県市町村職員共済組合平成25年度決算の要旨

## 1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
12	21	1	18	52

## 2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長長期	船員一般	任意継続	合 計
組合員数(人)	16,077	32	1,783	2	12	508	18,414
給料月額(千円)	長期	5,007,260	19,657	485,558	1,240	4,434	5,518,149
	短期	5,029,125	25,054	485,558	1,554	4,434	5,699,462
1人当たり 給料月額(円)	長期	311,455	614,266	272,327	620,000	369,506	308,173
	短期	312,815	782,950	272,327	777,000	369,506	309,518

## 3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	19	2	3	1	1	1	27

## 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									
負担金	5,277,968	15,174,563		186,306	173,462				
掛金	5,476,139	8,563,681			167,481				
施設収入・商品売上						261,115			
連合会交付金	92,729			67,496	659			10,968	
利息及び配当金	307		157,835	125	341	629	583,145	177,198	2
その他収入	690,141			379	11,776	368	5,596	610	21,931
他経理から繰入金				17,941		90,659			
前年度繰越支払準備金	851,074								
計	12,388,358	23,738,244	157,835	272,247	353,719	352,771	588,741	188,776	21,933
(支 出)									
給付金	5,286,321								
負担金払込金		15,174,563							
掛金払込金		8,563,681							
役員給与				127,661	22,655	112,743	7,142	6,062	4,090
特定健康診査等費					27,674				
旅費・事務費				12,360	4,024	1,670	3,365	2,328	577
商品仕入						8,962			
飲食材料費						56,703			
委託費				3,668	7,219	8,316		100	
支払利息			157,835				456,043	145,391	9,299
老人保健拠出金	65								
退職者給付拠出金	478,705								
前期高齢者納付金	2,284,796								
後期高齢者支援金	1,941,124								
介護納付金	787,360								
連合会払込金	139,254							8,424	
連合会拠出金	370,972								
他経理へ繰入金	17,941				90,659				
その他支出	50,463			124,273	236,179	160,582	3,224	12,215	3,161
次年度繰越支払準備金	809,019								
計	12,166,020	23,738,244	157,835	267,962	388,410	348,976	469,774	174,520	17,127
差引当期利益金	222,338			4,285		3,795	118,967	14,256	4,806
差引当期損失金					34,691				
年度末支払準備金	809,019								
年度末資本剰余金				40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	241,959			348,644	1,265,848	36,686	1,772,797	608,763	163,228

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十六年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十五年度決算の要旨を公告する。

平成二十六年六月二十四日

仙台市職員共済組合

理事長 稲 葉 信 義



## 仙台市職員共済組合平成25年度決算の要旨

## 1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

## 2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	継続長期	任意継続	合 計
組合員数(人)	8,291	1	972	1	115	9,380
給料月額(千円)	長期	2,811,400	620	310,772	485	3,123,277
	短期	2,816,053	1,048	310,772		3,161,779
1人当たり 給料月額(円)	長期	339,091	620,000	319,724	484,500	337,105
	短期	339,652	1,048,000	319,724		294,834

## 3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	2	1	3

## 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	貯 金	貸 付	預 託
(収 入)							
負担金	3,024,505	8,552,998	34,825	90,657			
掛金	3,066,158	4,841,699		88,534			
施設収入・商品売上							
利息及び配当金	396			234	143,445	92,507	69,222
その他収入	438,870		24,010	1		8,066	
他経理からの繰入金			10,336				
前年度繰越支払準備金	464,752						
計	6,994,681	13,394,697	69,171	179,426	143,445	100,573	69,222
(支 出)							
給付金	2,744,083						
役職員給与			26,984	3,684	1,565	5,476	
旅費・事務費			7,683	499	277	1,250	
委託費			3,742	3,252	724	128	
支払利息					117,814	69,219	69,222
連合会払込金	77,479	13,394,697				5,429	
連合会拠出金	206,890						
老人保健拠出金	33						
退職者給付拠出金	264,339						
前期高齢者納付金	1,281,074						
後期高齢者支援金	1,047,767						
病床転換支援金							
介護納付金	474,944						
他経理へ繰入金	10,335						
その他支出	55,754		30,441	146,911	525	8,561	
次年度繰越支払準備金	413,886						
計	6,576,584	13,394,697	68,850	154,346	120,905	90,063	69,222
差引当期利益金	418,097		321	25,080	22,540	10,510	
年度末支払準備金	413,886						
年度末資本剰余金				1,513			
年度末利益剰余金	652,256		42,828	387,770	364,475	1,145,936	